

弘前学院大学公的研究費に係る不正使用防止計画

1. 目的

「弘前学院大学公的研究費の管理運営に関する規程」第4節第11条に基づいて、本学における公的研究費の適正な管理・執行を図るとともに、不正使用防止等に関する事項を研究者及び事務職員へ周知徹底し、不正使用防止等の推進を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

文部科学省または文部科学省の所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募的研究資金及び受託研究契約における研究費で他の省庁から配分される競争的資金を財源とするもの等を対象とする。

3. 不正防止対策の基本方針

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日文部科学大臣決定）（以下、「ガイドライン」とする。）の趣旨を鑑み、公的研究費に係る不正防止対策に関する基本方針を以下の通り定める。

- ①公的研究費の運営・管理を適正に行うため、学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。
- ②最高管理責任者（学長）は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- ③不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。
- ④上記③で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。
- ⑤ガイドラインの趣旨に沿って、本学の規模や特性に応じた実効性ある体制を整備する上では、学内での情報共有はもとより、学内の取組や事例の主体的な情報発信を行うことによって、公的研究費に対し、広く国民の理解と支援を得る。
- ⑥不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、学内全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、これらに加え、学内の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な

監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

4. 責任体系

「弘前学院大学公的研究費管理運営に関する規程」第3条、第4条、第5条に定める各責任者は、研究活動に係る不正行為の防止に関し、次の責任及び権限を有する。

① 最高管理責任者(学長)

- ・ 公的研究費の管理運営に関する最高管理責任者
- ・ 不正防止対策の基本方針の策定及び不正行為の防止の遂行

② 統括管理責任者(大学事務長)

- ・ 大学全体の公的研究費の実質的な管理運営の統括
- ・ 大学全体の不正使用防止計画の実施および実施状況確認
- ・ 調査委員会の設置及び調査結果等の公表

③ コンプライアンス推進責任者(学部長、学科長、研究科長)

- ・ 部局の公的研究費の管理運営
- ・ 部局における不正使用防止計画の実施および実施状況確認
- ・ 公的研究費の運営・管理に関わる全構成員へのコンプライアンス教育の実施および受講状況の管理監督
- ・ 自己の管理監督または指導する部局等における構成員のモニタリングの実施及び改善指導

④ 不正防止計画推進室

- ・ 不正使用防止計画の企画、立案
- ・ 不正使用防止計画推進に係る機関全体の観点でのモニタリングの実施

⑤ 検収部門

- ・ 公的研究費に係るすべての物品検収

⑥ 会計部門

- ・ 公的研究費に係るすべての会計管理、執行

5. 不正使用防止計画の実施及び周知等

公的研究費の適正な管理、執行を図るとともに、不正使用防止を図るために次のことを実施する。

④ マニュアル作成、周知及び公表

公的研究費に係る管理、執行、研究者の行動規範、違反した場合の罰則及び不正行為の調査等に関する事項をまとめたマニュアルを作成し周知を図るとともに、公的研究費におけるルール及び規則の遵守の徹底を図る。

また、不正使用の防止計画は学内外に公表するものとし、不正防止に関する取り組みを広める。

⑤ 説明会の実施

マニュアルを利用した公的研究費に係る説明会を定期的を開催する。

⑥ 不正使用の防止推進のための具体的な措置

a) 誓約書の徴取

科学研究費補助金について、ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。

b) 物品検収の徹底

- ・ 関係規則に基づく検収部門による検収の実施を徹底する。
- ・ 特殊な役務に関する検収については、原則として有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じて発注者以外の専門的知識を有する者がチェックを行う。また、成果物のない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。

c) 出張の事実確認

- ・ 必要事項を記載した出張報告書を提出させる。
- ・ 学会出席等の場合は、大会要項等のコピーを添付させる。
- ・ 航空機を利用した場合は航空券の半券を提出させる。

d) 謝金の事実確認

謝金の支出等に関し、以下の手続きを徹底する。

- ・ 業務実施の際は事前に担当部署に実施伺いを合議する。
- ・ 業務が完了したときは、必要書類と出勤簿を担当部署に提出する。

e) 内部監査体制の強化

- ・ 公的研究経費の適正な管理執行を徹底するため、内部監査委員会による会計内部監査を実施する。
- ・ 旅費や謝金については、実態を伴わないものに対する経理が執行されていないか、重点的に監査する。
- ・ 不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、教職員に対して直接ヒアリングを行う等のリスクアプローチ監査を実施する。
- ・ 不正使用防止計画推進室の業務についてチェックする。

f) 業者との癒着防止

- ・ 不正な取引に関与した業者に対しては、「弘前学院大学公的研究費の不正行為の調査及び懲戒に関する規程」に基づき、取引停止等の処分を講じる。
- ・ 公的機関等の不正発生要因が極めて低い事業者を除く全ての取引業者に対して、法令遵守、不正行為の禁止、取引停止措置等について周知

し、以下の内容について誓約書の提出を求める。

- ①本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ②内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③不正が認められた場合は、取引停止等を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ④本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

附 則 この計画は、2009（平成 21）年 4 月 1 日から施行する。
 この計画は、2016（平成 28）年 2 月 10 日から施行する。